# 平成19年度ヤンバルクイナ飼育下繁殖試験実施計画

那覇自然環境事務所

### 1 飼育下繁殖試験の目的

平成20年度にヤンバルクイナ飼育下繁殖事業を開始するために、以下の ~ を目的として飼育下繁殖試験を実施する。

飼育下繁殖のファウンダとなる個体の確保 飼育及び飼育下繁殖等技術の確立に向けた知見の収集 飼育下個体群の適切な管理体制の構築に係る知見の収集

#### 2 実施主体

当該計画に定める飼育下繁殖試験は、環境省が、NPO法人どうぶつたちの病院及び 社団法人ネオパークオキナワの協力のもと実施する。

# 3 実施期間

平成19年6月27日~平成20年3月31日

# 4 実施場所

NPO法人どうぶつたちの病院及びネオパークオキナワが有する各施設

### 5 実施内容

# 飼育下繁殖のファウンダとなる個体の確保

平成20年度の繁殖期開始までに、最低10つがいのファウンダが形成できるよう、飼育下個体を確保する。具体的には、平成19年6月現在、飼育下に4つがいのファウンダと成り得る個体があるため、6つがい以上の形成を目標に個体の確保に努める。

また、飼育下に導入された個体のうち、つがいを形成した個体以外の個体についても、 平成20年度以降の飼育下繁殖において活用を図るため、引き続き飼育下におくものとする。

### (1)野外個体の飼育下への導入

野外個体の飼育下への導入は、以下の ~ の方法により環境省が実施する。また、野外個体の捕獲によって、野外個体群に与える影響が必要最小限となるよう十分留意する。なお、 で採取する卵の個体数は最大でも30個、 ~ で捕獲する成鳥(卵以外。以下同じ。)の個体数は最大でも30羽とする。

#### 卵の採取

繁殖巣の発見に努め、卵を採取する。採取は一巣にある全卵を基本とするが、採取の可否や採取の卵数等については、時期その他の条件等を十分考慮して判断する。具体的には、当年初産卵と認められる場合に全卵採取し、それ以外の場合は、採卵しない、または、採卵数を制限する等、野生個体の繁殖に影響を与えないよう十分留意する。

### ワナによる捕獲(広域的)

やんばる地域のマングース防除事業で広域的に設置しているワナを利用して、成 鳥を捕獲する。但し、繁殖期及び育雛期には、繁殖若しくは育雛中の個体を捕獲し ないよう留意する。

#### ワナによる捕獲(選択的)

育雛期後は、それまでに捕獲された個体の性別や遺伝的特性などを考慮し、局所

的に新たなワナを設置して、成鳥を捕獲する。

選択的に確保を要する個体の要件等については、ヤンバルクイナ保護増殖事業ワーキンググループの委員等、専門家の意見を聴取して決定する。

### 幼鳥の捕獲

側溝に落ちるなどした状態で発見された幼鳥を捕獲する。但し、複数個体の捕獲が可能な場合にあっても、1羽のみの捕獲に留めるものとする。

### (2)傷病等救護個体の利用

傷病その他の理由により緊急に保護された個体(卵も含む)については、保護されたときの状態、その後の治療経緯等を観察しながら飼育下繁殖への利用の可否を判断し、利用可能なものについては、ファウンダに用いる。

# 飼育及び飼育下繁殖等技術の確立に向けた知見の収集

以下の ~ に掲げる知見の収集のため、各項目を実施する。

飼育下における繁殖生態

飼育下における平均的な産卵数、孵化日数及び孵化率を記録し、産卵から孵化までの親鳥の行動様式を観察する。

#### 人工孵化

卵が採取された場合、その他、必要に応じて、孵卵器を用いた人工孵化を実施し、 孵化日数及び孵化率を観察、記録する。

#### 育雛

孵化後のヒナの成育状況を以下の項目について観察、記録する。

- ・形質変化(体長及び体重等)
- ・餌(飼育時の給餌内容、給餌回数、給餌量及び餌の管理方法)
- ・疾病(飼育下における傷病及び疾病等)

# つがいの形成(ペアリング)

近縁種のグアムクイナでは、相性によりペアリングさせた相手を死傷させる例が知られているため、個体間の相性による飼育下繁殖上の支障の有無等を観察し、その対処法等についても検討する。

#### 飼育下個体群の適切な管理体制の構築に向けた知見の収集

### 施設及び体制等の検討

本試験を通じ、飼育下繁殖事業を実施する際に必要な施設の規模と構造、人員等 の体制、経費(飼料代等を含む)についての知見の収集に努める。

施設については、飼育個体の採餌や就寝、その他の行動様式、個体間の干渉等の 観察に基づき検討する。また、疾病時の管理方法についても検討する。

# 関係機関、施設等との連携

飼育下繁殖事業において連携し得る機関及び施設を調査し、連携及び協力体制の 構築に努める。また、現場で飼育に携わる担当者間の情報交換ができる体制の構築 に努める。

#### 6 その他

- (1)本計画を改定する際は、ヤンバルクイナ保護増殖事業ワーキンググループの委員等の意見 を聴取する。
- (2)本飼育下繁殖試験で得られた知見は、平成20年度から開始予定の飼育下繁殖事業における、飼育下繁殖実施計画(年次計画)及び飼育下個体群管理マニュアルの作成及び更新に活用する。